

町道民税Q&A

Q1) 「所得税」と「町道民税」のちがいは？

A1) 「所得税」は国税、「町道民税」は地方税です。「所得税」はその年の所得に対して課税されます。「町道民税」は前年中の所得に対して、その翌年度に課税されます。また、所得控除額や税率等が異なります。

Q2) 今年度中に利尻富士町から転出した場合、町道民税の納付先は？

A2) 町道民税は、1月1日現在に住所のある市町村において前年中の所得に基づき課税される税金ですので、年度の途中で転出されても、その年度分は、すべて利尻富士町に納めていただくことになります。

Q3) 退職したときの町道民税の納付の仕方はどうなるのですか？

A3) 残りの町道民税（6月分から翌年5月分までが、1か年分となります。）を、退職時に一括して会社経由で納めていただくか、あるいは個人払いに切り替えていただくことになります。ただし、1月1日以降に退職した時は、一括して会社より納めていただくことになります。なお、いずれの場合も、勤め先より役場税務係へ届出が必要となります。また、最初から個人払い（普通徴収）の人は、そのまま引き続き、利尻富士町に納めていただきます。

Q4) わたし（給与所得者）の妻・息子はパート・アルバイトをしています。扶養について教えてください。

A4) 配偶者控除、配偶者特別控除の2種類があります。

配偶者控除の対象となる条件は次のとおりです。生計同一であること。配偶者の収入の限度額は、年間（暦年）103万円以内です（勤務先複数の場合は、その合計額です）。

配偶者特別控除の対象となる条件は次のとおりです。生計同一であること。配偶者の収入の限度額は、年間（暦年）141万円未満です（勤務先複数の場合は、その合計額です）。配偶者の所得金額に応じて控除額（最高33万円）が確定します。ただし、控除を受けようとするあなた（夫）の合計所得金額が1,000万円以下であることも必要です。

ご家族にて確認のうえ、年末調整時に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出、間に合わなかった場合には、「所得税の確定申告」を行ってください。「所得税の確定申告」をした場合には、「町道民税」の申告は不要です。

Q5) 昨年退職して現在、無収入ですが、なぜ町道民税を納めるのですか？

A5) 町道民税は前年の1月から12月の収入に対して課税されます。したがって、ある一定以上（965,000円）の収入があった人は、退職された翌年度も町道民税が課税されます。

Q6) 年金から町道民税が天引き（年金特別徴収）されていますが、個人払いに切り替えることはできますか？

A6) 地方税法の規定に基づき、納税の方法が決められていますので、本人が支払い方法を選択することはできません。

Q7) 年金から天引きが中止となる場合がありますか？

A7) 本人が、年の途中に、死亡、転出、町道民税額の変更、介護保険料の特別徴収が中止になった時などに天引きは中止され、個人払い（普通徴収）に切り替えとなります。

Q8) 前年の収入がない場合でも、町道民税の申告は必要ですか？

A8) 収入がなければ申告の義務はありませんが、町では、課税もしくは、非課税の判定ができません。

したがって、原則、ご家族の被扶養者以外は、収入がない場合も申告をお願いします。また、国民健康保険税、介護保険料、保育所の入所等に該当となる人は、町道民税の申告内容が必要となる場合がありますので、必ず申告してください。

Q9) 2箇所以上から給与が支給されている場合は？

A9) 町道民税は支給された給与をすべて合算して課税されます。必ず、それぞれの源泉徴収票（コピー可）を町道民税申告書に添付し、給与の合算額を記入のうえ提出してください。

Q10) 給与の外に収入が有る場合は？

A10) 必ず、給与以外の収入も申告してください。たとえば、給与のほかに、家賃収入が有る場合は収入額の多少にかかわらず、給与（源泉徴収票添付）と不動産所得を町道民税申告に記入し提出してください。なお、所得税の確定申告をした人は、町道民税の申告は不要です。

Q11) 前年の収入が公的年金だけの場合、申告は必要ですか？

A11) 公的年金等支払報告書の提出が有る人は、（通常、町に報告されます）申告の義務はありませんが、医療費控除、地震保険料控除、配偶者控除や寡婦（夫）控除等を受けようとする人は、申告が必要となります。また、公的年金の他に個人年金等を受給している場合も申告してください。

なお、所得税の確定申告をされた人は必要ありません。